

平成22年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業実施要領

平成22年4月21日22環第14号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長

第1 事業の概要（目的）

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題として緊急に取り組まなければならない課題である。自然の循環機能に依存している農林水産業は、地球温暖化の影響を受ける一方、バイオマスの利活用や環境保全型農業などの取組を通じた地球温暖化防止への貢献も期待されている。

東アジア諸国は、稲わらなどバイオマス資源が豊富に賦存しており、その有効活用は地球温暖化防止に資するところが大きい。しかしながら、バイオマス利活用の推進にあたっては、食料との競合に留意しつつ、総合的・効率的にバイオマスを利活用することが不可欠である。

我が国においては、平成18年3月に閣議決定されたバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、地域の特性を活かしたバイオマスの生産、収集、変換、利用までの総合的なシステムを構築する「バイオマスタウン構想」の策定を推進しており、平成22年3月末現在、268市町村で策定されるなど、その取組が広がってきている。

また、平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法においても、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとしている。

本事業は、我が国のこれまでのバイオマスタウン構築に向けた取組から得られた知見・ノウハウを活用し、地域の発展に寄与するバイオマスエネルギーの利用方法など、東アジアにおける持続可能なバイオマス利活用システムを構築するため、東アジアにおけるバイオマスタウン構想の普及を支援することを目的に実施するものである。

第2 事業の概要等

1 概要

地域の発展に寄与するバイオマスエネルギーの利用方法など、東アジアにおける持続可能なバイオマス利活用システムの構築を目指し、東アジアにおけるバイオマスタウン構想を普及するため、平成20年度及び21年度に実施した東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業の対象国（タイ及びベトナム）においてバイオマスタウン構想策定に必要な支援業務を実施する。

具体的には、対象国において、地元行政機関が実施するバイオマスタウン構想の策定・公表を円滑に進めるための支援を行うとともに、今年度は3カ年事業の最終とりまとめの年度でもあるため、12月に東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）を開催することとしており、その開催のための支援を行う。

2 契約限度額

10,696,000円（消費税及び地方消費税込）以内

3 実施期間

委託契約締結の日から平成23年3月18日までとする。

第3 委託業務に含まれる業務等

以下の業務を適正に実施するため、有識者による国内検討委員会を2回以上開催する。なお、国内検討委員会には、東アジアのバイオマスに係る知見、人脈を有する者を必ず含むこととする。

(1) 対象地域でのバイオマスタウン構想策定・公表に係る支援

タイ及びベトナムにおいて、地元行政機関がバイオマスタウン構想の策定・公表を実施するに当たり、必要な助言や支援を行う。現地のバイオマスタウン構想（骨子案）については、参考資料を参照すること。業務の実施に当たっては、(2) (3)での東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）のスケジュールを見据えて、年度計画を作成して支援を行うことが必要である。

具体的には、以下の2地域のバイオマスタウン構想（骨子案）が対象となる。

- ・タイ、ロエイ県 NaDuang 村におけるバイオマスタウン構想（骨子案）
- ・ベトナム、ホーチミン市 CuChi 地区におけるバイオマスタウン構想（骨子案）

なお、2地域のバイオマスタウン構想（骨子案）を含む参考資料については、次の URL を参照すること。（<http://www.maff.go.jp/j/supply/itaku/kanbo/pdf/eabtrepo.pdf>）

(2) 東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）開催計画の策定

東アジア地域でのバイオマスタウンの取組の普及、関係者間のネットワーク構築を目的とした東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）を開催するため、現地検討会を含む開催計画を策定する。

場所：タイ国バンコク市

開催日：未定（12月中旬にシンポジウム1日、現地視察1日程度とする）

以下に掲げる項目を満たす開催計画を策定する。

ー開催計画に盛り込まれるべき項目案ー

ア) 参加予定者

- ・ASEAN（10ヶ国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）及び中国、韓国（各国農業省実務者レベル：局長級を含む3名程度）
- ・国際機関（ASEAN事務局、FAO、アジア開発銀行等検討中）
- ・バイオマスタウン構想を策定・公表したタイ、ベトナムの地元行政機関
- ・日本国内検討委員会メンバー（7名程度）
- ・周辺国を含む地域の研究機関などのオブザーバー
- ・傍聴を希望する民間事業者、マスコミなど
- ・農林水産省
- ・全体出席者数（オブザーバー、マスコミを含む）：100名程度

イ) シンポジウム企画構成

- ・シンポジウムの構成内容について、農林水産省と十分に協議を行った上で、企画構成を立案する。

ウ) 会場設営

- ・会場手配
- ・参加者用 ID カード作成
- ・参加予定者名簿作成
- ・受付手配（前日、当日）
- ・ホテルからの会場送迎の車両確保（シンポジウム会場と宿泊施設の場所が異なる場合）
- ・会場設営のためのレイアウト作成
- ・案内用看板
- ・つり看板手配
- ・ひな壇用 花、花瓶手配
- ・通信機器手配（マイク、レシーバー準備）
- ・同時通訳ブース設営（通訳ブースの設置、配線）
- ・プレゼン機器手配（プロジェクター、スクリーン、ポインター）

- ・音響機器操作要員手配
- ・ホワイトボード、マーカーの手配
- ・机上ネームプレート手配（座席レイアウト、プログラム構成による）
- ・会場用のプリンター、コピー機の手配
- ・会場設営作業（机、椅子、ケーブル、ひな壇 etc）
- ・記念写真撮影（カメラマン手配、現像準備）
- ・会議議事録作成（テープ起こしにより日英現地語作成）
- ・会場への誘導スタッフ手配
- ・司会手配
- ・筆記用具、封筒など配布物の調達
- ・会場でのアンケート配布・回収・集計手配
- ・会場への運搬、会場からの撤去の手配

エ) レセプション、食事関係

- ・シンポジウム開催前日のレセプションの開催
- ・シンポジウム開催日当日の懇親会の開催
- ・シンポジウム開催当日の朝食、昼食、コーヒブレイクの手配
（各国の食事様式が異なることを留意して手配。）

オ) 宿舎手配

- ・宿泊先をシンポジウムと同会場にするか、シンポジウムと別会場に分けるかを明記する。
- ・宿泊日数は、2泊3日とする。

カ) 現地視察の手配

- ・現地調査の移動手段（車）の確保
- ・現地調査の通訳手配
- ・現地調査時の飲食確保
- ・現地調査終了時の空港までの送迎

(3) 東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）の開催

東アジアバイオマスタウンサミット（仮称）の開催計画に基づき、シンポジウム参加者の移動手段、宿泊先の手配、会場の選定・手配、現地関係者への出席案内、資料作成（英訳（必要に応じ現地語-日本語訳も作成）を含む）等の準備及び実施を行う。

(4) 報告書作成

上記活動の成果を取りまとめ、英文1部、和文1部及び電磁的記録媒体資料（CD-ROMまたはDVD-ROM）1枚により、報告書を作成し、農林水産省に提出する。

第4 委託先の選定方法

- 1 企画競争を伴う随意契約により受託先を選定する。
- 2 効果的な事業実施を実現するとともに、委託先の採択に係る公平・透明性を確保するため、企画提案を公募し、企画競争を伴う随意契約により委託先を選定する。

第5 企画提案書の応募要領等

- 1 企画提案書の応募
企画提案書の提案・応募は、別途応募要領を定め応募するものとする。
- 2 応募の方法
本事業の応募は、農林水産省庁舎内の掲示板に掲示するとともに、農林水産省ホームページに掲示する。

第6 企画提案書の採点、採択等

応募のあった企画提案書の採点等を行うにあたっては、別途「平成 21 年度東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業企画提案書採点要領」（以下「採点要領」という。）を定め、外部有識者等による「企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で採点し、得点の最上位の企画提案（同得点の企画提案が多数ある場合は、その中から審査委員会が採択した企画）を行った者を委託契約予定者として採択し、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房経理課長（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦することとする。

第7 委託契約の締結について

支出負担行為担当官は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、委託契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

第8 実績報告（事業報告）

支出負担行為担当官は、委託契約を締結した者に対し、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書を書面により、また、事業成果報告書を電磁的記録媒体により支出負担行為担当官に提出させるものとする。

第9 企画競争の実施責任者

本事業に係る企画競争の実施責任者は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長とする。